

Ⅲ. 研究成果（２）日本古代学研究の実践

1. 井上光貞の業績と『令集解』研究

吉村 武彦

はじめに

井上光貞が、戦後の日本古史学の発展に果たした役割について、かつて次のように述べたことがある。

戦後の古代史学をかえりみる時、日本史の領域では井上光貞の仕事は燦然とした輝きをもっている。戦前の日本史研究は、「万世一系」の天皇制支配のもと、皇国史観の影響も強く、自由に研究することができなかつた。戦後、研究が自由にできるようになると、津田左右吉の『古事記』『日本書紀』の史料批判の方法を継承し、新たな古代史像を打ち立てることが必要であった。

こうしたなか、強靱な論理的思考を駆使し、実証的な古代史学を発展させたのが井上光貞である。戦後の歴史学を主導してきた研究者の一人に数えられる。井上の主要な業績は、二分野にわたる。第一は律令制国家の成立にいたる諸段階を扱った古代国家史研究であり、第二が古代仏教史研究である。その両研究とも、今日の古代史学の礎を築いてきた、と評価できる。学史的にいえば、東大アカデミズムにおける古代史学の最良の研究成果ということができよう。

これは、私が編者となった、井上光貞『天皇と古代王権』（岩波現代文庫、2000年）の解説の一部である。今日でも、この評価に変わりはない。研究者の一部から、「戦後歴史学の崩壊」が叫ばれるなか、日本古代史の領域に関しては、石母田正・井上光貞・岸俊男らの研究は、古代史学の礎を築いた研究であることにまちがいはない。現在でも、その批判的継承が求められているとはいえ、彼らの業績を軽視できるものではない。

さて、残念なことに未完に終わった、井上の『令集解』研究は、井上の第一の研究領域に関係し、史料の面での集大成を試みた研究である。本稿では日本古代における律令制の形成を概観しながら、井上の『令集解』研究の経過について述べていきたい。

（１）日本における律令制の施行

日本の古代国家は、律令制国家という形態で完成した。この律令法は、中国で発達した体系性をもった法典である。律は刑罰法で、令は行政法・教化法であるが、母国の中国と日本では律と令のもつ歴史の意味が異なっていた。日本では国家的支配を実現する令のほうが重視されており、実際にも令の施行が先行した。一方、律は中国の社会的規範を背景にしており、日本では律を継受したものの、日本社会では律の規定は必ずしも機能しなかつた。

律令法の形成については、天智10年（671）に施行されたという近江令の存否がまず問題となる。井上は近江令施行を強調する論者であるが、私は体系的法典として近江令は存在しなかつたと考えている。おそらく単行法令のかたちで、いくつか実施されたのであろう。その内容は不明であるが、単行法令としても、その歴史的意義は正當に評価しなければならない。

たとえば、天智9年に作成された全国的な戸籍である庚午年籍は、ヤマト王権による統一的施策でな

ければ実現しなかったであろう。すでに地域的な行政組織と中央官制の骨格は形成されていたと思われる。

次の飛鳥浄御原令（22巻）は、持統3年（689）に施行されたことはまちがいない。『日本書紀』には「戸令」と「考仕令」（養老令以降は考課令という）の名前がみえる。しかしながら、一条も残存していない。浄御原令の構成がはっきりとはわからず、浄御原令・大宝令・養老令の令文名も必ずしも一致していない。浄御原令の令名が確認できるものと、大宝令と養老令の条文名が異なる令名は、次のようになる。事例が少ないが、大宝令の令名は浄御原令の影響を受けている可能性がある。

浄御原令	大宝令	養老令
戸令	職員令 戸令	職員令 戸令
考仕令	選任令 考仕令	選叙令 考課令

そして大宝元年（701）には、令（11巻）と律（6巻）の大宝律令が完成している。この大宝律令も残っておらず、その注釈書である「古記」（後述するように『令集解』に所載）や、大宝律令施行期の法令から復元することになる。さらに養老2年（718）に、養老律令の編纂がほぼ終了する。しかし、実施に移されたのは天平宝字元年（757）であり、八世紀前半は大宝律令の時代であった。この養老律令も残存していない。

以上が律令法形成のあらましであるが、令の施行には二官八省という国家機構が含まれており、日本における官僚制機構の成立・整備と不可分の関係にある。原理的にいえば、どのような律令法を施行するかということは、どのような官僚制機構をつくって運営するかということになる。官僚制機構である各官司は、宮内に造営されるので、宮都建設と密接に結びついている。このように、律令法の施行と、官僚制機構の設置、そして新しい都づくりとは有機的に関係している。

（2）現在まで残る律令の存在形態

現在まで残存している令文は、養老令である。いずれも注釈書における本文として伝わっている。一つは、天長10年（833）年に完成した、官撰注釈書の『令義解』である。ただし、完本は残っておらず、紅葉山文庫本・猪熊本・広橋本そして『令集解』から条文を抽出することになる。倉庫令・医疾令は残っておらず、『類聚三代格』『政事要略』などの法律書から逸文を集成する。新訂増補国史大系『令義解』（吉川弘文館）が流布している。

もう一つが、9世紀半ばに成立した、「義解」を含む養老令などの諸注釈を集成した『令集解』である。元は50巻であるが、35巻しか残存していない。そのうち官位令・考課令・公式令の一部が、本来の『令集解』とは異なる「令私記」の集成である。「令釈」「穴記」「跡記」「朱説」など養老令の注釈であるが、大宝令を注釈した「古記」も含まれている。やはり新訂増補国史大系『令集解』（吉川弘文館）が流布本である。

『令義解』・『令集解』の二書によって、養老令文のほぼ全貌を知ることができる。一方の大宝令は、養

老令をもとにして復元することになる。まだ、大宝令全体の復元案は提示されていない。

ところで、日本律の方は部分的に残存しているにすぎない。名例律前半、衛禁律後半、職制律、賊盜律、鬪訟律の一部である。日本思想大系『律令』に、日本に残存している律令の条文が掲載されている。律の場合は、中国の『唐律疏議』を参照しながら、日本律を復元する方法をとる。

大宝律令の藍本となったのは、651年に編纂された唐の永徽律令である。唐令の場合も、永徽律令および後の開元年間の令もそれ自体としては残存していない。かつては主に日本の養老令を参考にして復元されていた。唐令研究の現状は、仁井田陞編『唐令拾遺』・『唐令拾遺補』（いずれも東京大学出版会）で示されていた。ところが、中国浙江省寧波市の天一閣博物館で、北宋天聖令の一部が発見された。北宋令には、不用となった開元二五年令が付載されており、中国においては画期的な発見となった。2006年には、『天一閣蔵明鈔本天聖令考証』（中華書局）として公表された。

なお、中国の律令法を継受した日本律令は、いうまでもなく漢語・漢文で記載されている。このように当時の正式な国家文書は、漢文が用いられた。中国の文字である漢字を使用して、国家意思を表現したのである。つまり中国語と日本語とでは文法構造が異なるが、政治的文書については、国家間のみならず国内政治に漢字・漢語・漢文を使用する文書主義が採用された。

（3）『令集解』研究の重要な意味

（2）で指摘したように、養老令を復元するにも有用であるが、大宝令の復元に決定的に重要なのが『令集解』である。しかしながら高等教育においては、主に大学院教育で『令集解』を演習の素材とする。院生には読解は難しく、古代史研究者のなかでも十分に読める研究者ばかりではない。これが現状かと思われる。

このような事情から、個々の条文を研究した論考は枚挙に暇がないが、『令集解』全体の研究に取り組もうとした試みは皆無であった。

東京大学大学院人文科学研究科国史専修課程（当時）では、伝統的に『令集解』が「国史学演習」の研究対象であった。私が大学院に在籍したのは、1968～72年度（修士・博士課程）である。演習の最初に、井上光貞が『令集解』の解題を数回にわたって講義する。

これを含めて再整理して論じたのが、『律令』（日本思想大系、岩波書店、1976年）における解説「日本律令の成立とその注釈書」である。当時としては、本格的な日本律令の成立史と、『令集解』『令義解』の概説であった。

井上は、その解説の末尾に「私は、東京大学の文学部に移って以来、十数年間。大学院では令集解のみをよみつけてきたが、その際、重要な課題の一つは、(B)の問題〔穴記及び讚記系統や諸注釈の注記の研究〕で、本稿の記述はだいたいその蓄積にもとづいている」と述べている。

この大学院演習を続けながら、井上は『令集解』研究を自らのライフワークとして位置づけるようになる。その経緯は、研究自叙伝『わたくしの古代史学』に詳しい。この自叙伝は、総合雑誌『諸君』に連載したものを（1980年9月号～1981年7月号まで、11回連載）、一書にまとめた書物である（文藝春秋、1982年9月）。ちなみに井上は1983年2月27日に逝去する（享年65歳）。私には早すぎた自叙伝と思われたが、結果的にはよく残してくれたものと思う。



(4) 自叙伝で語られた『令集解』研究

井上は、『わたくしの古代史学』において、

一九五八年末にインドから帰国のあと、令集解の注釈研究をおもいたって、坂本 [太郎] 先生の同書の演習に参加しつつ、自宅では「令集解の研究」（稿本）という注解を作りはじめた [五九年前半]。これは養老令の各条ごとに、(1) 本文の確定、(2) 唐令当該条文との比較、(3) 大宝令文の復元、(4) 令集解の語釈等からなる構成のもので、その後二十年後の一九七八年によく公式令まで、三十七巻を完了した。そのあとにつづく厩牧令以下はあとまわしにして、いま、出来上がった稿本のノートを整理し、「令集解の研究」十巻の完成にとりかかっている。稿本三十七巻の製作過程を表化すると上の通りである。表中のⅠ・Ⅱは、製作過程を幾つかの時期にわけた記号、最下段は、たまたその巻のある条について製作の年月日のわかる箇所である。全体としてははじめの疎、しだいに密になって巻き数も増している。（[]は補記）

と、述べている。下に、その図表を掲げておく。

	Ⅲ															Ⅱ					Ⅰ												
② 公式令																⑬ 儀制令	⑭ 官術令	⑮ 禄令	⑯ 考課令	⑰ 継嗣令	⑱ 選叙令	⑲ 学令	⑳ 賦役令	㉑ 田令	㉒ 戸令	㉓ 僧尼令	㉔ 神祇令	㉕ 家令職員令	㉖ 東宮職員令	㉗ 後宮職員令	㉘ 職員令	㉙ 官位令	養老令の巻次・篇名
(14)(11)(10)(9)(6)(5)(4)(2)(1)(2)(1)	(3)(2)(1)	(2)(1)	(5)(2)(1)	(2)(1)	(3)(2)(1)	(3)(2)(1)	(2)(1)	(2)(1)	(2)(1)	(2)(1)	(2)(1)	(2)(1)	(2)(1)	(2)(1)	(2)(1)	(2)(1)	(2)(1)	(2)(1)	(2)(1)	(2)(1)	(2)(1)	(2)(1)	(2)(1)	(2)(1)	(2)(1)	(2)(1)	(2)(1)	(2)(1)	(2)(1)	(2)(1)	ナン	稿本巻次	
第三十三巻	第三十七巻	第三十三巻	第三十二巻	第三十九巻	第二十八巻	第二十七巻	第二十五巻	第二十四巻	第二十三巻	第二十二巻	第二十一巻	第十九巻	第十八巻	第十七巻	第十六巻	第十五巻	第十四巻	第十一巻	第十巻	第九巻	第八巻	第七巻	第六巻	第五巻	第四巻	第三巻	第二巻	第一巻	第一巻		製作年次		
一(九七八・八条七)	一(九七六・六条六)	一(九七八・二条二)	一(九七六・六条六)	一九六九	一九六九	一九六九	一九六九	一九六九	一九六二	一九六二	一九六二	一九六二	一九六二	一九六二	一九六二	一九六二	一九六二	一九六二	一九六二	一九六二	一九六二	一九六二	一九六二	一九六二	一九六二	一九六二	一九六二	一九六二	一九六二	一九六二			

(5) 未完に終わった「令集解の研究」

ところが、井上の病死によって、この仕事は途中で終わってしまった。『わたくしの古代史学』のなかでは、「退職時のノートは公式令のはじめまでで、三十二冊であったが、停年後も続けて同年 [一九七八年] 七月に公式令を完成し三十七冊となった。あとは分量も少ないのではじめにもどって出版の準備にとりかかった。山川出版社の社長の野沢繁二氏に出版のお願いをしたところ、快諾して下さり、本とし

ては十巻にまとめるつもりでいる」と書かれている。

048309

井上光貞先生の仕事(進行状況)

(1) 【令集解の研究】

- 当初の予定 B5二段 700~800頁 全9巻
- 編集協力者
 - ◎ 花山晴生(企画)
 - ◎ 吉岡真之・石上英一(校閲)
 - ◎ 大島根章介(漢語) 池田温(唐令)
 - ◎ 鈴木忠夫 (音本-夫) + α
- 構成と巻割

(巻)	名称	(頁)	巻数
①	官位令 (17)	19	1000
②	職官令 (10)	80	700
	後志職官令	12	
	京官令	17	
	宗令	2	
③	冠服令 (27)	20	400
	傍尼令	27	
④	戸令 (143)	145	1000
	戸令	27	
	賦役令	27	
	号令	22	
⑤	送叙令 (122)	29	500
	送叙令	8	
	君諱令	25	800
	祝令	15	
⑥	官制令 (102)	28	1000
	(軍防令)	76	
⑦	儀制令 (57)	26	800
	衣服令	14	
	冠履令	17	
⑧	公式令 (87)	87	800
⑨	倉庫令 (100)	16	800
	殿敷令	28	
	匠疾令	21	
	假寧令	19	1300
	喪葬令	17	800
⑩	周布令 (137)	20	1000
	稍七令	15	
	獄令	62	
	雜令	21	

※ 別巻「研究論」「索引」

山川出版社側のメモには、令別に10巻が構想されている(ただし、9巻の記載もある)。

井上の急逝前後の『令集解』資料群について、簡潔に記しておく。井上は、1983年2月4日に肺炎で入院し、27日に逝去した。当然のことながら、『令集解』の注解作業は停止した。自筆原稿を含む関係資料群は、出版予定の山川出版社に保管されていた。

2003年12月、山川出版社との事前相談を踏まえ、資料群は段ボール13箱に詰められて、事実上いざという場合の管理を委ねられていた、当時、国立歴史民俗博物館の吉岡真之研究室に輸送された。2007年には吉岡氏の指導のもとで、渡辺滋日本学術振興会ポスト・ドクターが、資料調査をしている。そして、吉岡氏と私とが遺族の井上明子さん宅を訪問し、関係資料群の保管・移動の経緯を報告し、関係資料群の管理や公表について話し合っ、了解を得た。

その結果、明治大学の吉村研究室に輸送して、保管することになった。さらに日本古代学研究所に移し、文部科学省の大型研究によって文化資源として調査・研究の対象となった。遺族の井上光順さんの

了承を経て、関係資料群の電子媒体化を終え、公開することになった。

(6) 日本古代学研究所における調査・研究

日本古代学研究所における研究は、二期に分けることができる。第一次の令集解研究班（有富純也・吉村・渡辺滋）と吉岡眞之（当時、国立歴史民俗博物館教授）、そして今回の「日本古代学研究の世界的拠点形成」プロジェクトによる第二次の令集解文化資源班（加藤友康・黒済玉恵・鈴木裕之・吉村ら）である。この第二次の調査・研究の成果が、文化資源として公開される。

渡辺滋による調査によると、清書稿を挟んだファイル58冊の構成は、官位令(1~2)・職員令(3~57)となっている。職員令の内訳は、神祇官条(3~5)・太政官条(6~9)・中務省条(10~12)・中宮職条(13)・左大舍人寮条(14)・図書寮条(15)・内蔵寮条(16。ただし2冊からなる)・縫殿寮条(17)・陰陽寮条(18)・画工司条(19)・内薬司条(20)・内礼司条(21)・式部省条(22~23)・大学寮条(24)・散位寮条(25)・治部省条(26~27)・雅楽寮条(28~29)・玄蕃寮条(30)・諸陵司条(31)・喪儀司条(32)・民部省条(33~34)・主計寮条(35)・主税寮条(36)・兵部省条(37~38)・兵馬司条(39)・造兵司条(40)・鼓吹司条(41)・主船司条(42)・主鷹司条(43)・刑部省条(44~46)・贓贖司条(47)・囚獄司条(48)・大蔵省条(49~52)・典鑄司条(53)・掃部司条(54)・漆部司条(55)・縫部司条(56)・織部司条(57)となっている。一冊ごとに、それぞれ120~130枚程度の原稿用紙をファイルしている。

大学ノート(39冊)は、この清書稿の下書きにあたるもので、構成は官位令の2冊を除き、1(職員令)・2(職員令/神祇令)・3(僧尼令/戸令)・4(戸令/田令/継嗣令)・5(田令/賦役令)・6(賦役令)・7(賦役令/学令)・8~10(選叙令)・11~15(考課令)・16~17(禄令)・18(宮衛令)・19~21(儀制令)・22~23(宮繕令)・24~37(公式令)のように連番が振られている(衣服令はないという)。

今回、「令集解の研究」と「その他資料」の二分類で公開される。研究の途次とはいえ、これまでの準備過程とまとめが全面的に公開されるので、職員令のみならず、多方面にわたって理解することができるようになる。

(7) 「令集解の研究」の公開の意義

史料(テキスト)研究の出発点は、正確なテキストにあることはいままでもない。特に『令集解』では、新訂増補国史大系『令集解』本の校訂が不十分であるのでなおさらである。私の『令集解』研究(千葉大学・明治大学の演習における各写本の比較研究)によれば、写本としては鷹司本(明治大学日本古代学研究所がホームページで公開中)がもっとも信頼できるが、さらに東山文庫本、田中本(国立歴史民俗博物館の貴重典籍叢書として臨川書店から刊行)などとの校合が必要である。

井上も、こうした校訂作業から『令集解』研究を始めている。国史大系本は、田中本を底本としているとされるが

The table is a comparison of different manuscript versions of the 'Shikanryo' (Staff Regulations) chapter. It is organized into columns representing different editions or sources, and rows representing specific articles or sections. The handwritten entries include names like '鷹司本' (Tosyōhon), '田中本' (Tanaka-hon), and '東山文庫本' (Higashiyama Bunko-hon), along with various annotations and corrections in cursive Japanese.

前篇（普及版では、第一と第二）の校訂が不十分で、誤植も少なくない。当時、田中本の評価が高かった
ので、田中・鷹司・東山の順になっている。

このように井上の研究は、「学問の王道」を実践するものであり、学生・院生、そして若手研究者に研
究方法の見本を示すものでもある。その後、古代史学も細分化・精緻化が進んでいるが、不正確なテキ
ストを用いているかぎり問題が生じるであろう。

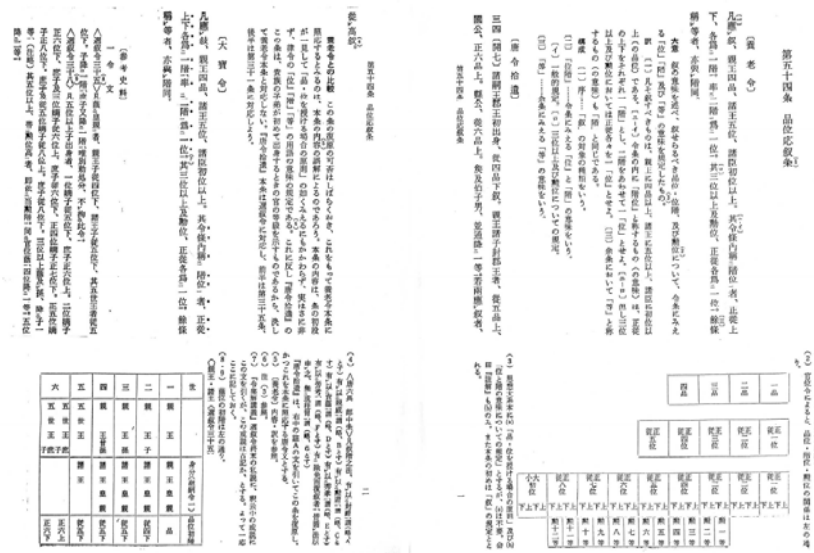
さらに私が見たところでは、注釈だけではなく、補注の類にも小論文のような論文性が高いものもあ
る。井上の原稿は、原稿用紙一万枚相当の未発表稿を含むといわれ、日本史研究に大きな意味を持つ資
料群といえるだろう。現存する原稿のなかには、草稿とはいえ、そのまま出版可能なほどのレベルに達
しているものも少なくないと思われる。このほか、最終原稿の形態こそとっていないが、大量の草稿も
含まれており、内容の豊富さには目を見張るものがある。

このようなかたちで公開することは、本人の意向ではないかもしれない。しかし、1960年代から80年
代初頭にかけて、古代史研究を牽引してきた歴史学者による研究のあり方を把握できるようになること
は、単に史学史という側面に留まらず、研究をめざしている院生・若手研究者には朗報になるものと思わ
れる。

(8) 「令集解の研究」の見本原稿

最後に、井上はいくつかの見本組を残している。どのような書物として刊行するのか、用意周到な計
画の一環である。そのなかから、公式令品位応叙条をとりあげておきたい（部分）。

現在であれば、〔唐令拾遺〕の項は、〔唐令拾遺補〕と天聖令があるところは天聖令を用いて最新の唐令
の復元案が提示されたかと思われる。井上は、その担当者として池田温に依頼していたが、すでに池田
はいくつかの史・資料を提供していた。今回は、『令集解』関係資料群に含まれる池田が提供した史・資
料は公開されない。



『令集解の研究』の体裁